

秦帝國の吏觀念

—雲夢秦簡「語書」「爲吏之道」の思想史的意義—

湯淺邦弘

序言

紀元前二二三年、秦の丞相李斯は、焚書による思想統制と法令の元化とを獻言した。始皇帝の裁下により、直ちに焚書は斷行され、また法令も「若し法令を學ばんと欲するもの有らば、吏を以て師と爲す」(『史記』秦始皇本紀)原則が打ち出された。

こうした法治主義に基づく中央集權的國家を、統治の現場に於て實際に支えていたのは、「師と爲す」と位置付けられた「吏」たちである。この思想的淵源が、『韓非子』に、「故に明主の國、書簡の文無く、法を以て教と爲し、先王の語無く、吏を以て師と爲す」(五蠹篇)とあることからも、これら吏の存在が秦の法思想や法治の實態の解明に極めて重要であることが推測される。しかし、從來、これら末端統治の具體的狀況を示す資料が決定的に不足していたことから、秦帝國に於ける吏の存在は、思想史研究の中心的課題とはなり得なかつた。

一九七五年、湖北省雲夢縣睡虎地から出土した雲夢秦簡(睡虎地秦墓竹簡)は、こうした狀況に新たな展望を齎す貴重な新資料である。この雲夢秦簡については、法制史を中心には既に多方面からの検討が試みられており、先に筆者も、秦律から歸納し得る秦の統治理念や、そ

の理念と末端統治の現實との關係などについて基礎的な考察を行なつた。²⁾

しかしながら、秦の「吏」觀を示すと思われる重要な二つの資料、即ち、南郡守騰が治下に發布した「語書」、吏たる者のあるべき姿をほぼ四字句ずつに綴った「爲吏之道」についての研究は、秦律自體の詳細な分析に比べて、やや手薄な感を否めない。特に、その思想史的意義については、「語書」は法家思想的、「爲吏之道」は諸思想の融合、という極めて漠然とした捉え方に止まつてゐる。

そこで、本稿では、この雲夢秦簡「語書」「爲吏之道」を解析しながら、秦の吏觀念とその思想史的意義について検討を加えることを第一の目的とする。³⁾また、『史記』を初めとする中國歷代の正史には、官吏の在り方を主題とした循吏傳・酷吏傳等が立傳されて行く。特に、『史記』『漢書』『後漢書』の循吏傳・酷吏傳については、既に多くの見解が發表されているが、循吏・酷吏の實態やその展開については諸説がある。本稿では、雲夢秦簡に見える秦帝國の吏觀念を手掛かりに、漢代以降の吏觀を展望し、この循吏・酷吏の思想的意味やその展開についても改めて考察してみることとした。

一 「語書」の良吏・悪吏

まず、「語書」の思想史的意義については、先行研究の間に大きな搖れは見られない。

「語書」は法家思想を如實に反映した文書であり、またそこに説かれる吏も、正しく法家的な吏であるという共通の理解が得られている。しかし、「語書」が「良吏」「悪吏」という明確な定義を行ない、

「悪吏」排除のための具體的指示を行なったことの思想史的意義については、今少し検討してみる必要があるのでなかろうか。そこで、

まず「語書」による良吏・悪吏の定義を見てみよう。

・凡そ良吏は、法律令に明らかにして、事能くせざる無し。又た廉潔教懲にして上を佐^{すけ}くるを好み、一曹事を以て獨治するに足らず

とするなり。故に公心有り、又能く自ら端^{たん}し、而して人と辨治す

・悪吏は法律令に明らかならず、事を知らず、廉潔ならず、以て上を佐ぐる無く、儉惰にして事を疾^{うら}み、口舌し易く、羞辱あらず、軽く惡言して易く人を病み、公端^{たん}の心無く、而して冒極^{ぼうきつ}の治有り。是を以て善く事を訴へ、喜みて書を争ふ。……而も上猶ほ之を智とするなり。⁽³⁾

このように良吏・悪吏を分かつ基準は、法律令に精通しているか否か、職分を嚴守し越權行爲をしないかどうかなど、主に法治主義下に於ける官吏としての實務能力であることが分かる。確かに、「廉潔」「公心」など、むしろ内面的德性を想起させる語も見えるが、これらも純然たる儒家的な徳目を表しているのではない。飽くまで、官僚體制下に於ける上司や組織との關係から、その必要性が求められている

點に留意すべきであろう。いずれにしても、こうした明確な定義が下されたことは、「以吏爲師」との言が統治の現場に於ても重要な意味を持つていたことを示唆していると思われる。

事實、同時に出土した秦律の中には、除吏律・除弟子律・置吏律など、吏の任免・俸祿・査定等に關する多くの律文が見え、そこでは、主としてその實務能力によつて、吏の統制が企圖されていたことが分かる。

但し「語書」では次のように、これらの悪吏が一方で「吏民」と連稱され、非難の対象とされる場合がある。

①法律令曰に具はるも、而して吏民用うる莫く、鄉俗淫汙の民止ま

す。

②吏民をして皆明らかに之を知り、罪に堪^{こな}ること毋からしむ。

③吏民の法を犯し間私を爲す者止ます。

①は、法律令が完備したにも關わらず統治に支障を來している原因の一つを「吏民」に求めている。つまり、吏が法律令を民に明示していない、あるいは吏民が一體となつてそれを遵守しないから鄉俗が改良されないのである。吏と民とが一括して非難されているのである。

そこで南郡守騫は、②のような追加措置により、吏民に對して法律令の徹底を圖る。しかし、こうした措置にも關わらず、③のようだ、その状況に改善は見られない。

そこで「語書」は、次のような、より具體的な指示を發令し、「悪吏」の掃討を期す。

④今且に人をして之を案行（巡行視察）し、令に從はざる者を舉劾^{さげ}（檢舉）し、致すに律を以てし、論すること令・丞に及ば令めんとす。又且に縣官を課し、獨り令を犯すこと多くして、而も令・

丞得ざる者は、令・丞を以て聞（上聞）せんとす。

⑤其の書最も多き者、當居の曹、令・丞に奏し、令・丞以て「不直」と爲し、千里（郡下）に志して籍もて之を書すこと有らせめ、以て「惡吏」となせ。

④は郡から縣に視察官を派遣して、不正な吏を検舉するといふと、その吏を監督すべき縣の令・丞の責任を追及するといふものである。また⑤は、不正の前科が最多の吏は、縣で「不直」の吏と認定した上で全郡に通達し、「惡吏」の烙印を押すというものである。

このように、南郡守驪の嘆く法律令の不徹底は、民が法令を遵守しないといふばかりではなく、民の師たる吏がそもそも民の側に法律令を明示していないといふ状況、また吏民が一體となつてその貫徹を阻止しているといふ現実、更にそうした「惡吏」を上司が容認しているという現状などによることが推測される。また、これらの背景として、そもそも何が「惡」かという點に對する吏の意識が稀薄であるという點も擧げられるであろう。

従つて、南郡守驪は、秦の法律令を貫徹させ、「語書」の指示を徹底させるために、そもそも具體的かつ明瞭な「良吏」「惡吏」の定義を行ない、「惡吏」と認定された場合、いかなる處置が下されるかを明確に示す必要があつたと考えられる。

このように、「語書」の思想的意義は、中央集權的官僚體制といふ中國初の巨大な政治機構が整備されつゝある中で、秦の法治を末端に浸透させて行く際の「吏」の役割を改めて強く意識し、その「良」「惡」を明確に定義づけ、更にその「惡吏」排除のための具體的な命令を下した點に、まず求められるであろう。これは、「韓非子」などによつて唱えられた「以吏爲師」という思想を統治の現場でより具體的に展開したものとも言えるが、同時に、その思想が、法術主義的な法治の下では、爲政者の期待通りには機能しないことをも示唆していると思われる。秦の法治を末端に於て支えるべき吏は、民の師とはならずだ、むしろ民の側に癒着していることを、南郡守驪は嘆いているのである。

それでは、この「語書」としばしば對照的に捉えられる「爲吏之道」はどうであらうか。次に、「爲吏之道」に表れた吏觀念について検討してみよう。

二 「爲吏之道」の吏

「爲吏之道」の内容は、「語書」に比べてやや複雑である。その中心思想は何か、いかなる思想が融合しているかという點をめぐって、種々の見解が提出されている。

但し筆者は、思想的内譯を儒家・法家等の枠によって性急に析出せんとするよりも、むしろ「爲吏之道」の内容に即してその思想史的意義を解説することの方が、より重要ではないかと考える。そこでまず、「爲吏之道」の求める吏の在り方とは何か、という觀點から、その内容を表1のようないくつかに整理してみたい。

表1のようだ。「爲吏之道」は、「1」吏自身の基本的立場、を中心、「2」上意下達といふ言わば上から下への視點、「3」吏の所屬する組織や上司との關係、といふ上向きの視點、「4」民や地域社会との關係、「5」所轄の諸々の環境への留意、といふ下向きの視點、などによって構成されており、またその内容も、單純に法家的か、儒家的かという視點では割り切れないものを含む。例えば(1)の廉潔公正たれといふのは、儒家的とも法家的とも言える。また(2)の自覺・自省し富

表1 「爲吏之道」內容別分類

		項目および資料	
〔1〕		〔2〕	
(1)廉潔公正 自警・自省、富貴欲望の抑制	凡爲吏之道、必精絜（潔）正直、慎謹堅固、審悉母（無）私（一〇～〇四）、高馬論行（一一〇）、凡治事、敢爲固、謁私圖（五〇）、凡良人、表以身（五三）	(2)悔過勿重（一四～反放（案）其身、止欲去願（願）（一〇三～〇五）、安樂必戒、母行可悔（一四〇～四一）、臨材（財）見利、不取苟（苟）富（一五〇）、母喜得、母惡貧、正行脩身、過（禍）去福存（一〇三～〇五）、賤士而貴貨貿（一八〇）	
(3)公私混同の禁止 居官善取（二二）、安家室忘官府（一二三）、不察所親則怨數至（一二四～二五）		(4)明察力（織）察（一〇五）、審耳目口、十耳當一日（一三八～三九）	
(5)慎重な行動、言語、情報秘守 謹之謹之、謀不可遺、慎之慎之、言不可追（一二四～三五）、言如盟（三四八）、口、關也、舌、幾（機）也。一堵（堵）失言、四馬弗追也（五二九～三一）		(6)忠孝慈愛 爲人君則鬼（廢）、爲人臣則忠、爲人父則茲（慈）、爲人子則孝（一二三八～三九）	
(7)柔軟な態度、硬直性の否定 安靜母（〇六）、嚴剛母暴（二九）、廉而母別（一二〇～一二一）、斷割不別、怒能膏、樂能哀、智能愚、壯能衰、愚（勇）能屈、剛能柔、仁能忍、強良不得（一二三七）		(8)財産・食料管理 戒之戒之、材（財）不可歸（一二三三）、不精於材（財）（一二四五）	
(9)法令の遵守、的確な運用 審嘗罰（一〇七）、學事審當（一二〇九）、母罪母（無）罪（三〇一）、均繇（徭）賞罰（一二〇四）、賦斂母（無）度（三〇七）、夬（決）獄不正（三四四）、法（廢）以私（一二四六）、將發今、索其政、母發可異史（使）煩請（五一三）		(10)國家的施策の實行 操邦柄、慎度量（五〇五）、邦之急、在體（體）級、擾民之欲政乃立（五〇七）	
(11)職分嚴守、忠誠 忠（忠）信（信）、上（上）弗智（知）害（一二七）、非上、身及於死（一二三）		(12)期日の嚴守、迅速な行動 命書時會、事不且須（一二一～一二二）	
(13)民の實情の把握 審智（知）、民能、善度民力（一二八～一九）、同能而異（一二四六）、孤寡窮困、老弱獨傳（一二〇三）、審民館、以質（任）吏、非以官祿夬（使）助治（五一〇）		(14)民への對應、配慮 除害興利、效（效）、愛萬姓（一二五〇～五一）、臨事不散、居齋母（無）人、苛難留民、變民習俗（俗）（一二三七～四〇）、施而喜之、敬而起之、惠以聚之、寬以治之、有嚴不治（一二五一～四四）、從政之經、不時怒、民將姚去（一二四一～四三）	
(15)環境・施設・器物の管理 郭官府（城）、除陸雨道（一二〇八～一〇九）、千（阡）陌（陌）津橋、倉庫禾稟、水火盜賊、賊畜產肥孽（孽）、朱珠丹青（一二一四～三六）			

1 吏自身の在り方、2 上意下達、3 組織や上司との關係、4 民・地域社會との關係、5 周邊環境との關係

貴・欲望を抑制せよ、(4)の明察力を持つ、(5)の言動を慎重にして情報
を秘守せよ、(6)の民の實情を把握せよなども、儒家・法家などの粹で
は區別し難い。また、(8)の財産・食料の管理や、(9)の環境・施設・器
物の管理などは、さらにそうした思想性は稀薄であると言えよう。

もつとも、(6)のように、儒家的德目を示したと思われる箇所、(10)の
ように、法令の遵守、的確な運用を強調して法家的であると思われる
箇所、(7)(14)のように、柔軟な態度を尊重し、道家思想の反映であると
も解釋し得る箇所なども存在する。先行研究は、この内のどれを重視
するかによって、その見解を異にしている譯である。

そこで、次に視點を改め、「爲吏之道」の文脈に沿ってその全體構
造を把握し、そこから右の問題について再度考察してみたい。「爲吏
之道」の構造をどのように捉えるかについても、「一つの見方が提起さ
れているが⁽¹⁰⁾、ここでは、段落の區切りを示すと思われる竹簡の「一・」
という符號、及び五段に書き分けられた竹簡の筆寫形態等を参考にし
て、筆者なりの見解を表2に提示してみる。

このように、「爲吏之道」は全體的に緊密な論理展開を示している
譯ではないものの、一段落は全體の總論的部、二段落は吏の「五
善」「五失」を對照的に示す部分など、大まかな纏まりを以て記され
ていることが分かる。この内、先行研究で問題となっているのは、ま
ず一段落である。ここに示される吏の「五善」は儒家的內容を説いた
ものと捉えられる場合がある。

・吏に五善有り。一に曰く忠信敬上、二に曰く清廉にして謗ること
母し、三に曰く事を擧ぐるに審かに當たる、四に曰く喜みて善行
を爲す、五に曰く恭敬にして讓ること多し。五者畢く至れば、必
ず大賞有り。⁽¹¹⁾

・吏に五失有り。一に曰く誇りて以て過（奢侈）、二に曰く貴くし
て以て泰（尊大）、三に曰く擅に製割（勝手に裁斷）す、……五に
曰く上を非る。身死に及ぶ。

しかし右のよう、その内容は必ずしも儒家的とは言えず、「五失」
との對應を考えれば、むしろ法家的觀點、中央集權的發想で統一され
ているとも言える。なぜなら、この「五善」「五失」は、最終的に「五
者畢く至れば、必ず大賞有り」「身死に及ぶ」など信賞必罰の思考に
よつて包括されているからである。確かに、「忠信」「清廉」など「五
善」の一部は儒家的とも言えるが、それは、純粹な儒家的德目として
列舉されているのではなく、信賞必罰を機能させるための目安として
提示されているのである。

次に問題となるのは三段落である。この段落は、文章的に最も整合
的・對句的な部分であり、特に、「君鬼（懷）・臣忠・父慈・子孝」と
いう一節は儒家的德目を提示したものとして注目されている。しかし
ながら、この一節も次のような文脈の中に包摶されており、單純に儒
家的と言えるかどうかは疑問である。

君懷にして臣忠、父慈にして子孝なるは、政の本なり。志し徹し
て官治まり、上明にして下聽くは、治の紀なり。⁽¹²⁾
つまり、ここでは、一見儒家的と思われる要素「君懷・臣忠・父慈・
子孝」を「政之本」、それとは逆に法家思想を彷彿とさせる機能的要
素「志徹官治、上明下聽」を「治之紀」として折衷しているのである。
即ち、この一段は、單に諸思想が雜然と併置されているのではなく、
これら兩要素が一つの文脈の上に意圖的に折衷されていると考えられ
るのである。

次に、道家思想的要素が見えるとされる段落を検討してみよう。ま

六

表2 「爲吏之道」の構成

落段	概要
一	「凡爲吏之道」(10)以下、吏たる者のあるべき姿を列舉。論理的に緊密な構成・展開ではないが、廉潔公正、法令の遵守、的確な運用、職分嚴守、忠誠、自覺・自省、明察力、富貴・欲望の抑制、民の能力把握、民への配慮、柔軟な態度、硬直性の否定など多様な内容によつて構成され、以下「爲吏之道」に窺うことのできる種々の要素をほとんど網羅している。總論的部分。
二	「吏有五善」(106)以下、吏の「五善」と「五失」を對照。形式的には整然としているが、各々の内容や配列は必ずしも論理的ではなく、また「五善」と「五失」も緊密に對應している譯ではない。さらに、「五善」「五失」に各々「必有大寔」「身及於死」という結果が對應させられており、信賞必罰的傾向を持つ。
三	「戒之戒之」(33)以下、文章的には最も整合的・對句的な一段。「以此」以下の一段には、儒家的徳目「君懷・臣忠・父慈・子孝」を「政之本」、機能的要素「志微官治、上明下聽」を「治之紀」として折衷する思考が存在する。
四	「除害興利」(50)以下、環境・施設・器物の管理について。留意する對象を列舉。最も列舉的・具體的な部分であるが、「慈愛萬姓」「變民習俗」など共同體の習俗や民の實情への配慮が見える。
五	「處如資」(34)以下、最も文脈のある一段。ここには、「施而喜之……有嚴不治」等という民への配慮が見えるほか、「治則敬自賴之、施而息之、……因而徵之、將而興之、雖有高山、鼓而乘之」「民之既教、……興之必疾、夜以接日」という、末端の統治を柔から剛へと段階的に推進せんとする發想が窺える。
六	「長不行」(44)以下、「戒之戒之……」という既出文の重複を交えながら、吏個人の言動について述べる短い一段。死後の名聲や没落した際の苦境について述べる點に特色がある。
七	「凡治事」(50)以下、「相」の文體を用いた一段。それまでの共同體や民の實情への配慮、柔軟な對應という要素はやや稀薄となる。但し、「審民能」の一節には、やはり民の實情への配慮が窺える。
八	「廿五年閏再十二月丙午辛亥」の日付を持つ魏律一條(魏戶律、魏奔命律)(516~28)
九	「口、關也」以下、吏個人の言動への留意。短文。(29~37)

③『睡虎地秦墓竹簡』の分段（十一段）、④黃盛璋および蔣義斌の分段（六段）

ず五段落には次のような興味深い一節が見える。

治むるには則ち敬ひて之を頼み、施して之を息め、寧して之を牧ふ。其の矢有るを聽き、從ひて之を賊し、因りて之を徵し、將んで之を與せば、高山有りと雖も、鼓して之に乘ぜしむ。⁽¹⁾

この内、「施して之を息め、寧して之を牧ふ」の部分のみを取り出せば、民への配慮や柔軟な対応を示すという點で道家思想を反映する一段とも取れるが、やはり、これも前後の文脈全體に注目する必要がある。確かに前半部は民の側への柔軟な対応を説いているが、後半部は、そのようにして教化した民を「將るて之を與せば、高山有りと雖も、鼓して之に乘ぜしむ」「之を與すには必ず疾くし、夜以て日に接ぐ」のように、厳格な態度で使役することの必要性が説かれている。つまり、この一段には、末端の統治を柔から剛へと段階的に推進せんとする発想が窺えるのである。

これ以外に、同じく道家思想的であると考えられてきた箇所も、この五段落を参考にすれば、やや異なる色彩を帶びて見える。例えば、四段落に見える「慈愛萬姓」「變民習俗」という共同體の習俗への配慮、七段落の「審民能」という民の實情への配慮なども、單に道家思想の「柔弱」を説くものではなく、飽くまで、法治の貫徹を最終目標とする一つの統治術と考えることも可能であろう。

このように、「爲吏之道」は、諸家折衷的な對處法を提示し、そうした在り方を尊重して、「政の經に從へ」と説くのである。

こうした「爲吏之道」の折衷的發想は、近年出土の新資料によつて明らかにされつつある當時の思想的潮流とも無縁ではない。

例え、馬王堆漢墓帛書『老子』甲本卷後古逸書『明君』には、儒家的要素と法家的要素、文と武、刑と德などを、その連續的な王霸觀

によって價値的差異を設けず並存せんとする思考が見える。⁽²⁾

また、黃老思想の實態を示すとされる同・乙本卷前古逸書の内、「稱」には、天道の周期的運行の下に、文・武・刑・德などの複數の統治原理が價値的に同等の重みを持ちつつ並存し、しかも天道の推移に對應してそれらも交替・變化し得ると、いう「稱」の思想が表明され、同・『經法』には、右の「爲吏之道」同様、占領地政策を、「一年其の俗に從ひ、二年其の徳を用ひ、三年にして民得ること有り、四年にして號令を發し、五年にして刑を以て正し、六年にして民畏敬し、七年にして以て征す可し」⁽³⁾（君正篇）の如く、柔から剛へと段階的に推進せんとする發想が存在する。

更に、銀雀山漢墓竹簡『守法守令等十二篇』の内、王兵篇は、武力行使を前提とする極めて霸者的な王者觀を提示し、また、これ以外の諸篇も、帝王觀の序列を一應示しながらも、實質的には、霸者を理想の上限とする特異な政治思想を説いていた。

一方、既存文獻に於ても、例えば、武經七書の一つ『司馬法』には、平時に於ける支配原理と戰時に於ける支配原理とを峻別した上で、兩者は場を異にする統治原理として表裏一體の關係で同等の重みを持ちつつ並存すべきである、という主張が見える。⁽⁴⁾また、『管子』でも、文・武・威・德など複數の支配原理の併用・使い分けが説かれ、更に、それらが天道の運行を規範とすべきであること、また、それが故に爲政者の支配が正當性を持つこと、などが主張される。

そして、これらの延長線上に位置すると思われる董仲舒の思想に於ても、天人の感應關係を前提に、天が陰より陽を尊ぶ如く、人事に於ても刑より德が重要であると説かれる。即ち、董仲舒は、右の諸思素では必ずしも明らかではなかつた文と武、刑と德などの間に明確な價

値的差等を設け、統治手段としての法治の存在も一應認めて現實に對應しつつ、飽くまで德治の優位を主張して、儒教の國教化に寄與したことと考えられるのである。⁽²²⁾

従つて、先の「爲吏之道」の諸段落は、戰國から漢初に至るごろした思想的潮流に連なるような發想が、なお未熟な段階とは言え、秦の末端統治の現場に於ても希求されていた可能性を示唆していると考えられる。また、漢初に於ける王霸折衷・黃老道的政治思想の流行は、中央政界や思想界のみならず、かかる末端統治の現場からも強く支持されたのではないかと豫想されるのである。

三 「語書」と「爲吏之道」

このように「爲吏之道」の内容は、「語書」に比べてやや複雜であるが、それでは、この二つの資料の性格の相違は、どのように捉えれば良いのであらうか。

同時に出土した墓主喜の経験を記す「編年記」によれば、秦律はもとより、「語書」「爲吏之道」も、生前の喜の職務と密接な關係にあつた諸資料であることが推測される。

そこで、これについては、現在、大きく分けて二つの見解が示されている。第一は、「爲吏之道」に於ける諸思想の並存状態と商鞅變法とを比較した上で、始皇帝當時の法治も實は法家思想一色ではなく、商鞅變法當時からかなり變質している、と捉える立場である。⁽²³⁾またこれに關連して、「爲吏之道」の諸思想折衷状況を後の秦帝國の政治状況と比較した上で、始皇帝初期の法治をそれほど苛酷ではなかつたと捉えるものもある。

これに對して、南郡守騰による「語書」の發布を重視し、この頃か

ら、秦の法治、特に南郡の統治が嚴格の度を増して行つたという捉え方もある。確かに、「編年記」によれば、「語書」の發布された前年（紀元前二二六）、「南郡備警」⁽²⁴⁾と稱する統治の強化が圖られていることが分かる。

しかしながら、これら二つの立場は、結局、「語書」「爲吏之道」のいずれの側をより重視するかによって分歧したものであり、兩資料が同一人物の手中にあつたことの意味を解明しているとは言い難い。「語書」を重視して、法治の強化の反映と捉えてしまえば、法家以外の諸思想を含むとされる「爲吏之道」の存在意義が不明となる。特に、民の側への柔軟な對應を説く一節は、苦酷峻厳な法治とは相容れない性格を持つ。一方、「爲吏之道」を重視して、從來の厳格な法家思想が變容したと捉える場合も、「語書」の強硬な法治の宣言を輕視したことになるであろう。またこの場合、「爲吏之道」と「商君書」などを比較して、法家思想の變質と捉える譯であるが、そもそも「爲吏之道」を、『商君書』などと同質の思想的文獻と見做してよいかという基本的な疑問も殘る。

この兩資料が、末端の法吏と推測される喜の手中にあつたことの意味については、やはり、秦の統治の一重構造を想定する必要があるのではないか。つまり、秦の法治を根底に於て支える法術思想は、商鞅の時代以來、基本的には變質していない。しかし、南郡守騰が「語書」で嘆く通り、その法治は決して末端までは浸透しない。それは、「語書」に示されるように、地方の習俗を「惡俗」と規定し、それをひたすら法の枠によつて改變せんとする秦の強硬な法思想の抜き難い弱點でもあった。しかも、韓非子の著作を見て感動する秦王政には、秦の法思想や君主權力をより強化徹底せんとする志向はあっても、民の

實情や地方の習俗に柔軟に對應せんとする發想は稀薄であった。そこで、變わらぬ秦の強硬な法思想と、これまた容易には變容しない民の習俗との摩擦をいかに解消するか、という重要な課題が、國家の基本的政策やその法思想に表明されぬまま、末端統治の現場で民と直接關係行く「吏」に託されて行くのである。こうした秦の「重構造的統治の現實を、「語書」と「爲吏之道」とは、奇しくも反映していると思われるのである。

なお、同時に出土した「日書」も、生前の喜の手中にあったと思われる占・曆の書であるが、この資料も、吏の置かれたこうした状況を示唆しているように思われる。

「日書」の存在は、秦が楚の習俗に寛大であったことを示すとも考えられるが、その内容を検討すると、必ずしもそうとはばかりは言えない。何故なら、吉凶・曆日など、地方習俗を温存していると考えられるものと同時に、むしろそれらを利用して、犯罪者の取り締まり（甲種・盜者篇、乙種・逃亡篇など）や小吏の統制（甲種・吏篇、乙種・入官篇など）を企圖したのではないかと思われるものも多々存在するからである。ここからも、秦の法と地方習俗との間で微妙な立場に置かれた吏の姿が想起されるのはなかろうか。

四 吏觀念の展開

さて、右の雲夢秦簡に見られた吏觀念は、古代の吏觀の展開の上で如何なる意義を持つてゐると言えるのであらうか。本章では、現存する主要文献を手掛かりに、先秦から漢初に至る吏觀念を概観し、秦の吏觀の意味を更に明らかにして行くこととしたい。

まず、秦の法治と密接な關係にある文獻として『商君書』を取り上

げる。『商君書』に於て「吏」は、「官吏」として支配者側に位置付けられる場合もあるが、「初め吏民に姦詐の本を假して、其の末を端懲するを求むるも、禹すら以て十人の衆を使ふ能はず、庸主安んぞ能く以て一國の民を御せんや」（慎法篇）の如く、ほとんどは民とともに「吏民」と連稱され、「括して」「法」「官」に支配・操作される對象となつてゐる。また、こうした吏觀は、商鞅ばかりではなく、君主の孝公にも、さらには商鞅變法の反對者の側にも共通するものであったと考えられる。⁽²⁵⁾

但し、法治の徹底に際しては、「諸々の官吏及び民の法令の所謂を問うもの有るや、法令を主るの吏に於て、皆各々其の故より問はんと欲するの法令を以て明かに之に告げよ」（定分）の如く、「以吏爲師」という『韓非子』同様の立場が示されていることが分かる。

このように、『商君書』に於て「吏」は、その職務上「吏を以て師と爲す」とされる以外は、むしろ民と一括して法に支配される對象と意識されているようと思われる。しかし、いずれにしても『商君書』では、「吏」自體はなお漠然と捉えられており、「語書」に見られたような吏の善惡の明快な定義づけや、「爲吏之道」に見られたような吏の資質・役割等に關する多面的な考察は見られない。

次に、同じく秦の法治と深い關わりのある『韓非子』はどうであらうか。『韓非子』の吏觀も、「吏を以て師と爲す」（五蠹）という立場を初め、基本的には、『商君書』と同様であると思われる。但し、正の價値を帶びる表現として「修智之吏」（孤憤）、負の價値を帶びる表現として「愚汚之吏」（同）「姦吏」（外儲說右下）などの存在が注目される。

次に、『管子』には、「吏民」（七臣七主）という連稱表現も見える

が、一方で、「吏は、民の命を懸くる所なり。故に明主の治は、法に當たる者は之を賞し、法に違ふ者は之を誅す」(明法解)⁽³⁾の如く、商鞅・韓非子に類似する思考も見える。また、この他、正の價値を帶びるものとして「廉潔之吏」(明法解)、負の價値を帶びるものとして「愚汚之吏」(禁藏)、「姦吏」(七法)等の表現が見える。

その他の文獻として、まず『墨子』には、「吏」の語は多く見られるが、價值判断を伴う表現は見られず、「吏民」は一括して、支配・操作されるべき對象とされていいるに過ぎない。また、『孟子』に、「暴君」と一括される「汚吏」(滕文公上)、『荀子』に「貪吏」(彊國)などがあるが、いずれも、吏自體に關する際立った言及は見られない。また、『戰國策』にも、「軍吏」を「賤」とする認識(秦策)が窺える程度である。

續いて、漢代の狀況を反映するものとして、『漢書』に、「吏廉平なれば則ち治道衰ふ。今、小吏皆事に勤むるも奉祿薄く、其の百姓を侵漁すること毋からんと欲するも、難きなり」(宣帝紀)⁽²⁾など、吏の不正を示唆する資料が見える。また、こうした負の價値を帶びる吏像に對して、同・文帝紀には、「三老は衆民の師なり。廉吏は民の表なり」と、民の儀表たる「廉吏」が見え、また、同・董仲舒傳の賢良對策中にも、吏が次のように取り上げられている。

今の郡守・縣令は、民の師帥、承流して宣化せしむる所なり。故に師帥賢ならざれば、則ち主徳宜べらず、恩澤流れず。今吏既に下に教訓する亡く、或いは主上の法を承用せず。百姓を暴虐し、姦と市を爲す。⁽³⁾

ここでは、吏の「教」的役割が高く評價されており、またその資質として「賢」の重要性が指摘されている。

これに對して、同・賈誼傳には、「俗吏の務むる所は刀筆宦宦に在りて、大體を知らず」⁽⁴⁾のようだ、「俗吏」という表現が見え、同時にこの「俗吏」は「刀筆」の吏、即ち酷吏のイメージで捉えられていることが分かる。

このように、漢代初期には、「教」的役割を擔つた「廉」「賢」なる吏と、法令の擔い手としての酷薄峻嚴な吏との二つの吏觀が窺えると思われるが、これに關連して、『鹽鐵論』には次のよろうな資料が存在する。

良吏を貴ぶ所は、其の惡を未萌に絶ち、之をして非を爲さざらしむるを貴ぶ。其の之を囹圄に拘して之を刑殺するを貴ぶに非ざるなり。今の所謂良吏は、文察にして則ち以て其の民を禍し、強力にして則ち以て其の下を屬するなり。(申韓篇)

これは、御史大夫側を批判する文學の言であるが、ここで文學は、「良吏を貴ぶ所」というあるべき良吏の姿と、「今の所謂良吏」という現實の良吏の姿とを對比している。即ち、漢初に於ては、文學の價値觀に適合する理念としての良吏と、秦の吏像を繼承しているとされる酷薄・殘虐な良吏との間に、相當の懸隔があつたことが推測されるのである。

以上、先秦から漢初に至る主要文獻中の吏觀を概觀してきたが、まず先秦時代に於ては、「語書」「爲吏之道」ほどに吏自體を重要視し、あるいは多面的に捉えようとするものは見られなかつた。また、「姦吏」「愚汚之吏」「修智之吏」「廉潔之吏」など、價値を伴う表現は散在し、吏に對する價値觀の分化が進みつつあったことは豫測されるものの、「語書」「爲吏之道」のよう、吏を「良吏」「悪吏」に明快に分類したり、吏の「善」「失」を整理・明示すると、どうような發想はま

だ見られないことが分かる。⁽⁴⁹⁾

また、漢代では、吏の「教」的側面が再評價され、「以吏爲師」という秦の吏觀念の一面が繼承されたと思われる一方、秦の吏を法家的大吏と決めつけ批判した上で、それを土台に、刀筆の吏＝俗吏＝酷吏、及び吏＝賤者というイメージの形成がなされて行つたのではないかと推測される。

こうした吏觀念の展開の上に「語書」「爲吏之道」を置いてみると、改めて次のような意義を見出だすことができると思われる。つまり、商鞅・韓非子の法術思想を背景とした中央集權的官僚體制が確立され行く中で、「語書」「爲吏之道」は、それまでなお漠然と意識されてきた吏の importance を改めて認識し、その機能・役割・評價を各々の文脈の中で明確に提示する必要に迫られた。この内、「以吏爲師」という觀念は、やや變容しながらも漢代の吏の「教」的側面に繼承され、また、民に對して、全人格的ではなく、飽くまで法治の實務者として限定的に關わって行くという觀念も、漢代の酷吏のイメージや賤者としてのイメージに連繋して行つたのではないかと推測される。

ただ、漢代以降の吏觀については、この他、歷代正史中の循吏・酷吏傳にも注目する必要がある。もともと、「語書」「爲吏之道」の想定する吏は、縣令丞以下の末端の吏であると推測され、これらを循吏・酷吏と同日に論じてよいかという問題はある。しかしながら、「史記」以降の循吏・酷吏も、高位高官に登りつめる以前の出自は、地方の小吏である場合が多い。また、中央の官僚と地方の小吏とを問わず、等しく役人として求められる資質や職責というものもある。そうした意味では、むしろ、「語書」「爲吏之道」の存在は、漢代想像の溯及的考察を可能とし、循吏・酷吏の實態やその展開について

も、大きな手掛かりを與えてくれるのではないかと期待される。そこで最後に、「語書」「爲吏之道」の吏觀が、これら「循吏」「酷吏」といかなる關係にあるのかについて若干の考察を加えてみることとする。

五 秦の吏と循吏・酷吏

『史記』の循吏・酷吏兩傳は、その後の歷代正史にも引き續ぎ立傳され、中國官吏の在り方を表明する注目すべき資料群となつていて。この循吏・酷吏に對しては、既に多くの研究が蓄積されているが、それらを概観すると、ほぼ次のようない特徴があるのに氣付く。

第一は、酷吏の概念が比較的統一的に理解されてきたのに對して、循吏の概念は、それを定義した『史記』循吏列傳の「法を奉じ理に循み」の意味をめぐって諸説が並立しているという點である。第二は、循吏と酷吏とを對立する概念として把握した上で、その特質を對照的に捉えようとする點である。そして第三は、『史記』『漢書』『後漢書』三者の比較という點に考察が集中し、循吏・酷吏の淵源を遡反したり、逆に、「後漢書」以降の展開を追究せんとする方向での考察がほとんど見られなかつたという點である。

それでは、循吏・酷吏をめぐるこうした狀況の中に、「語書」「爲吏之道」の吏觀を加えてみると、どのようなになるであろうか。先ず検討すべきは、『史記』の循吏・酷吏と「語書」の良吏・惡吏との關係である。從來、循吏と酷吏とは價値的にも相對立する概念として捉えらるべきが多つた。とすれば、循吏＝良吏、酷吏＝惡吏との對應が予豫想されるが、どうであろうか。

書」の悪吏は、爲政者の意志の傳達、法の施行・運用など、官僚體制下の一員としての實務能力を基準とした場合、良吏とは對照的に「惡」と評される吏であった。しかし、『史記』の酷吏は被統治者にとって酷薄であるという負の價値を表す一方、皇帝によって「能」と評價される側面⁽²⁾をも備えている。從つて、單純に「惡」吏とは規定できないばかりか、實務能力という點では、むしろ「良」であるとも言い得る。事實、酷吏・郅都の「氣力有り、公廉、私書を發せず、問遺受くる所無く、請寄聽く所無し」という人となりは、「語書」の良吏の定義を彷彿とさせる。

從つて、「語書」の悪吏は、『史記』の酷吏のイメージには必ずしも合致しない。實務能力の有無という判斷基準に於て「惡」であるという點を勘案すれば、それは、先の『韓非子』『管子』等で指摘されていた「愚汚之吏」、或いは酷吏の下で働く「豪惡吏⁽³⁾」に近接したイメージを持つていると思われる。

續いて、「語書」の良吏と『史記』の循吏との關係を検討しよう。『語書』の良吏は、爲政者の意志の傳達、法の施行・運用といふ基準に適合する吏であり、人徳の有無や被統治者に對する配慮の有無等は特に問題にされていない。これに對して、『史記』の循吏は單なる法吏としての實務能力を評價されている譯ではない。法の適度の緩和や内面的誠實さといった點が主要な評價対象となつていて。法治主義下に於ける實務能力という點では、右の如く、むしろ『史記』の酷吏にそうした一面が見られた。

とすれば、「語書」の良吏は、『史記』の循吏にではなく、むしろ、『史記』の酷吏の正面、及びその下で精勤する「善吏」のイメージに連續して行くのではないかと思われる。⁽⁴⁾

次に、「爲吏之道」に於ける吏と『史記』の循吏・酷吏との關係はどうであるうか。「爲吏之道」で理想とされた吏は、法・儒・道的な諸要素を持ち、法治の實務者として官僚體制の末端を擔うとともに、誠實公正で自らの身を正し、共同體の實情や習俗にも寬容であり、更に、儒家的統治術を「政之本」、法家的統治術を「治之紀」として折衷し、「政の經に從」⁽⁵⁾得る吏でもあった。そして、こうした折衷的因素は、漢代初期の黃老道的政治・王霸折衷的政治にも同様に見られたことについては既に論じた通りである。これに對して、『史記』の循吏にも、「文武備はらざれば、良民懼然たり。身修まる者は、官未だ曾て亂れざるなり」（循吏傳）の如く、文武の兼備や修身的要素など、それらに類似した性格を見出だすことができる。

これまで『史記』の循吏については、「法を奉じ理に循ふ」という定義を巡って多様な解釋があり、特に「理に循ふ」の「理」の意味が多様な見解を生み出してきた。例えば、理法、倫理、人情の自然、吏たる職分、義理、法の精神など、理の内實をめぐつて、やや漠然とした様々な見方が提出されている。しかし、「爲吏之道」の吏と『史記』の循吏との性格の類似性を勘案すれば、この「理に循ふ」とは、「爲吏之道」に於ける「政の經に從ふ」、即ち「治之本」と「治之紀」とを折衷するという統治の原則、或いは儒法・王霸折衷的統治の原理に循うという意味である可能性も高いと思われる。即ち、基本的には漢帝國の吏として法を奉じながらも、同時に、統治の時宜を的確に判断し、被統治者側の實情にも柔軟に対應し得る吏が循吏と命名されているのではないかと考えられるのである。⁽⁶⁾

このよう、雲夢秦簡「語書」「爲吏之道」に於ける吏と『史記』の循吏・酷吏とは、やや複雑な關係にありながらも、漢代の官吏像を

めぐる諸問題に重要な示唆を與えてくれるようと思われる。

それでは、『史記』以降の循吏・酷吏觀はどのように展開していくのであるか。ここでは、右の「語書」「爲吏之道」と『史記』との關係を念頭に置きながら、ひとまず「晉書」あたりまでを概観してみることにする。

まず、循吏について、「漢書」では、「廉平」で適度な厳格さを持つ⁽¹³⁾という、「史記」同様の性格とともに、教育面での能力があり、その結果、吏民に敬愛される⁽¹⁴⁾という、「史記」には見られなかつた特色を持つのが特徴である。この背景に、儒家的的理念の影響を見て取ることは比較的容易であろう。

次に、「後漢書」では、更に儒家的的理念が強く反映し、循吏のイメージは、仁德による邊境の教化・好學、更に、それに對して天から下る祥瑞⁽¹⁵⁾などの語で表現され、「史記」「漢書」に見られた法家的要素はほとんど消滅する。

また「晉書」では、循吏傳・酷吏傳という對照的な立傳はなされていない。ただ、循吏傳に代わると思われる良吏傳が見えるのみであるが、そこでは、「文を經とし武を緯とす」の如く、文を價値的に重視した上で、文武兩者を折衷し、「末を抑えて本を敦く」するのが、晉の基本的な政治理念であるとされている。そして、こうした理念の中で「良吏」と評される吏の姿は、文武の兼備や法令の適度の緩和などを統治術としていた「史記」「漢書」の循吏、更には「政之本」と「治之紀」とを折衷し、柔剛の段階的折衷的統治を理想としていた「爲吏之道」の吏を彷彿とさせる。また、この「晉書」では、「良吏」傳という名稱や「吏其の能を盡くす⁽¹⁶⁾」という表現から、その實務能力が高く評價されているようと思われる。

そして、「良吏」「能吏」などと表現されることの多い以後の正史でも、儒家的的理念に適合しているか否かという面のみならず、こうした實務者としての機能的側面が主要な評價対象となつて行くようと思われる。

これに對して、酷吏觀は次のようにならへん。先ず、「漢書」では、「能」という評價は稀薄となり、「史記」と重複しない部分（楊僕の後半部、及び田廣明、田延年、嚴延年、尹賞）では、むしろその「用刑酷急」なるが故に失脚し處刑される様が強調される。つまり、「史記」では必ずしも明らかではなかつた「良」「惡」の二分法的價値觀が鮮明になつてゐるのである。

更に「後漢書」では、「壯」という評價は受けるものの、「史記」に存在したような皇帝からの肯定的評價は全く見られず。申不害・韓非子の術を好む酷吏の治が「本」（德化）に對して「末暴」と酷評されるのみである。ここには、儒家的的理念に適合する循吏とは對照的に、そうした理念から逸脱する酷吏が見せしめにされて、いるような趣がある。即ち、この「後漢書」では、「漢書」によつて示された「良」「惡」の對照的な評價方法が儒家的的理念を機軸として更に徹底されていふと思われるのである。

そして、「北齊書」に至ると、こうした傾向は更に強調され、「今、郎珍等を錄して以て酷吏を存し、懲示勸勵すと云う⁽¹⁷⁾」の如く、懲罰的意義を込めて酷吏を列舉する旨が宣言される。そして以下の酷吏傳でも同様に、専ら勸善懲惡的に列舉するか、或いは（王朝の汚點と考えてあるうか）立傳しないか、のいづれかとなつてゐる。即ち、ここに至つて、「語書」や「漢書」に見られた「良」「惡」の二分法的分類が常套化するども、循吏＝良吏・能理、酷吏＝惡吏・俗吏という

觀念がほぼ定着したと考えられるのである。

結語

雲夢秦簡「語書」が「惡俗」と決め付けた南郡の「鄉俗」とは如何なるものであったか。これについては、近年の新たな考古學的成果により、墓主喜の居住していた雲夢城が戰國楚の懷王期の建造によるものであることが明らかにされつつある。⁽²⁾ とすれば、この雲夢城を、秦は、その對楚前線基地として新たに建設したのではなく、舊來の楚の城郭と風土とを繼承しつつ、その占領地政策を推進したことになる。

従つて、その「鄉俗」とは、「其の俗剽輕、怒りを發し易し」（『史記』貨殖列傳）、「楚三戶と雖も、秦を亡すは必ず楚なり」（同、項羽本紀）とされる正に舊楚の反秦的鄉俗を多分に含むものであった可能性が高い。南郡諸縣の吏たちは、こうした鄉俗と秦の法との間に立つて、秦の法治の貫徹とその「惡俗」改變の實質的責務を負わされたのである。本稿では、かかる吏の實態と吏觀念について、戰國末期から漢代初期に至る思想史の展開を視野に收めつつ、新出の雲夢秦簡を中心資料として考察を加えてきた。秦の直面した吏をめぐる諸問題が、漢代官僚體制の中で如何に展開して行つたのか、また、『晉書』以降、歷代正史の循吏・酷吏觀は如何なる展開を見せるのかなど、更に詳細に論及すべき點はあるが、これらについては、別の機會に検討することとした。

注

(1) 原文は「若欲有學法令、以吏爲師」。但し、王念孫『讀書雜志』に從い、「欲有」を「有欲」に改めて訓讀した。

- (2) 摘稿「秦の法と法思想—雲夢秦簡を中心として—」（日本中國學會報）第三十六集、一九八四年）、および「秦律の理念」（中國研究集刊）天號、一九八四年）参照。
- (3) 「語書」「爲吏之道」に想定されている吏は、縣令丞以下の小吏であるが、俸給による明確な規定は見えない。本稿に於ては、「吏」を、中央政府の高級官僚に對し、ほぼ統治の現場に於いて活躍する小吏と位置付けて考察を進めることとした。
- (4) 以下、雲夢秦簡の訓讀に際しては、『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九九〇年）を底本とする。同書の付す注を参考にして字句を読み替えた箇所については、注に掲げる原文の（ ）内に記し、繁難を避けたため、訓讀文には既に読み替えた字句を掲げる。
- (5) 凡良吏明法律令、事無不能也。有（又）廉潔敦慤而好佐上、以一曹事不足獨治也。故有公心、又能自端也、而惡與人辨治。是以不爭譽。
- (6) 惡吏不明法律令、不智（知）事、不廉潔、母（無）以佐上、繪（偷）隨（惰）疾事、易口舌、不羞辱、輕惡言而易病人、母（無）公端之心、而有冒抵（抵）之治。是以善斥（訴）事、喜爭譽。……而上猶智之也。
- (7) 注（2）前掲の摘稿「秦律の理念」。
- (8) 以下①～⑤の原文は、①法律令已具矣、而吏民莫用、鄉俗淫失（淫）之民不止。②令吏民皆督（知）之、毋巨（巨）於罪。③吏民犯法爲間私者不止。④今且令人察行之、舉刻不從令者、致以律、論及令丞。有（又）且課縣官、獨多犯令而令丞弗得者、以令丞聞。⑤其盡最多者、當居曹奏令丞、令丞以爲不直、志千里使有籍書之、以爲惡吏。
- (9) 「爲吏之道」の思想の中心を、法家的とするものに、張晉藩「從秦簡爲吏之道」看秦の「治吏」思想（『吉林大學社會科學論叢』第四期、『中國法律史論』法律出版社、一九八二年）、高敏「秦簡爲吏之道」中所反映的儒法合流傾向（『雲夢秦簡初探』河南人民出版社、一九七九年）、蔣義斌「秦簡「爲吏之道」在思想史上的意義」（『簡牘學報』第十

期、一九八一年)、吳福助「睡虎地秦簡『語書』論究」(『簡牘學報』第十期、一九八一年)などが、また、儒家的であるとするものに、黃盛璋「雲夢秦簡辨正」(『考古學報』一九七九年第一期)、徐富昌「睡虎地秦簡研究」(文史哲出版社、一九九三年)などがある。この他、餘宗發『雲夢秦簡』中思想與制度鉤摭』(文津出版社、一九九二年)は、雲夢秦簡に見える諸子の思想を五つに分類し、その筆頭に儒家を掲げ、張永成「秦簡爲史之道之道篇的版式及其正附文問題」(『簡牘學報』第十期、一九八一年)や餘英時『土與中國文化』(上海人民出版社・中國文化史叢書、一九八七年)も、思想の融合を、儒・道・法の順で指摘する。

(10) 『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九九〇年)は全體を十一に、また注(9)前掲の黃盛璋および蔣義斌論文は六つに分けている。各々の状況について表2の下部参照。

(11) 原文は、吏有五善、一曰忠(忠)信敬上、二曰精(清)廉毋謗、三曰舉事審當、四曰善爲善行、五曰諫(恭)敬多聽。五者畢至、必有大賞。(106~12)なお、以下、「爲史之道」(全五段)の原文については、その竹簡番號を付記する。(10)とあるのは、第一段の第一簡であることを示す。

(12) 吏有五失、一曰誇以過、二曰貴以大(泰)、三曰擅製(製)割、……五曰非上、身及於死。(13~32)

(13) 君鬼(懷)臣忠、父茲(慈)子孝、政之本也。志微官治、上明下聖(驗)、治之紀也。(147~49)

(14) 治則敬自賴之、施而息之、撫而牧之、聽其有矢、從而賊之、因而徵之、將而興之、雖有高山、鼓而乘之。(14~23)

(15) 興之必疾、夜以接(接)日。(43~33)

(16) 抽稿「馬王堆帛書『明君』の思想史的意義」(『中國研究集刊』宇宙、一九八八年)

(17) 抽稿「『稱』の思想—馬王堆漢墓帛書『稱』に於ける天道と統治原

(18) 一年從其俗、一年用其德、三年而民有得、四年而變號令、五年而以刑正、六年而民畏敬、七年可以正(征)。(『經法』君正)。『經法』の原文は、『馬王堆漢墓帛書』(馬王堆漢墓帛書整理小組、文物出版社、一九八〇年)による。

(19) 抽稿「銀雀山漢墓竹簡古逸兵書の研究—『王兵』篇の考察—」(『古代文化』第四三卷第十二號、一九九一年)および「銀雀山漢墓竹簡『守法守令等十一編』の思想史的意義」(『中國研究集刊』辰號、一九九三年)

(20) 抽稿「司馬法」に於ける支配原理の峻別』(『島根大學教育學部紀要』第二四卷第一號、一九九〇年)参照。

(21) 注(20)および注(22)の抽稿参照。

(22) 抽稿「鹽鐵論等に見る管子と董仲舒の思想」(『日本中國學會報』第三九集、一九八七年)、及び注(16)の抽稿参照。

(23) 注(9)に前掲の餘宗發書および高敏論文参照。

(24) 注(9)に前掲の蔣義斌論文参照。

(25) 高敏「南郡守騰の經歷及其發布『文書』的意義」(『雲夢秦簡初探』河南人民出版社、一九七九年)および注(9)前掲の吳福助論文は、『語書』と「南郡守騰」との密接な關係を指摘する。

(26) 「口書」の中だ犯罪者・逃亡者の追捕に關する記載が多い點については、劉樂賢「睡虎地秦簡日書研究」(文津出版社、一九九四年)参照。

(27) 初假吏民姦詐之本、而求端懲其末、禹不能以使十人之衆、庸主安能以御一國之民。

(28) 南鞅變法に反對する甘龍は、「吏習ひて民安んず」(更法)と「吏民」を被統治者側に位置付ける發言をしてる。また、孝公も、「天下の吏民をして皆明らかに知りて之を用い、一の如くして私無からしめんと欲す」(定分)と「吏民」を一括している。

(29) 諸官吏及民有問法令之所謂也、於主法令之吏、皆各以其故所欲問之

法令明告之。(『商君書』定分)

(30) これに關連する表現として、「故吏者民之本綱者也。故聖人治吏不治民」(外傳說右下)などがある。

(31) 吏者、民之所懲命也。故明主之治也、當於法者賞之、違於法者誅之。(『管子』明法解)

(32) 詔曰、吏不廉平則治道衰。今小吏皆勤事而奉祿薄、欲其毋侵漁百姓、難矣。(『漢書』宣帝紀)

(33) 今之郡守・縣令、民之師帥、所使承流而宣化也。故師帥不賢、則主德不宜、恩澤不流。今吏既亡教訓于下、或不承用主上之法、暴虐百姓、與姦爲市。(『漢書』董仲舒傳)

(34) 俗吏之所爲、在於刀筆箇箯、而不知大體。(『漢書』賈誼傳)

(35) 所貴良吏者、貴其絕惡於末萌、使之不爲非、非貴其拘之固圉而刑殺之也。今之所謂良吏者、文察則以禍其民、強力則以厲其下。(『鹽鐵論』申韓篇)

(36) これは、一國內の吏を前提とするか、舊歐國を含む廣範な領域の吏を對象とするか、という時代の變化が齊した相違でもあつたかと思われる。この點について、入秦した荀子が「及都邑官府、其百吏肅然、莫不恭儉敬忠信而不苟、古之吏也」(彊國)と、他國の吏に見られぬ秦の吏の特色に氣付いていたのは示唆的である。

(37) 張湯、義縱、王溫舒、尹齊、楊僕に対する評價。また、司馬遷も酷吏を概ね肯定的に批評している。

(38) 有氣力、公廉、不發私書、問遺無所受、請寄無所聽。(『史記』酷吏傳、鄧都)

(39) 豪惡吏伏匿而善吏不能爲治。(『史記』酷吏傳、尹齊)

(40) この點について、注(9)前掲の余英時『土與中國文化』は、「語書」の良吏を法家的吏とした上で、酷吏は秦代の法家的吏の性格を繼承していると指摘し、注目されるが、良吏の性格は飽くまで酷吏の「能」

といふ性格の一側面に繼承されており、良吏がそのまま酷吏とはならぬよう思われる。

(41) 文武不備、良民懼然、身修者、官未會亂也。(『史記』循吏列傳)

(42) 従來、循吏が儒家的官吏と捉えられる場合が多かつたのは、こうした多面性を持つ「循理」の一面が儒家的にも見えるからであろう。なお、循吏・酷吏を單純に儒家的・法家的という枠では規定できないとするものに、富谷至「西漢後半期の政治と春秋學―左氏春秋」と「公羊春秋」の對立と展開―」(『東洋史研究』三六一四、一九七八年)、佐原康夫「漢代の官衙と屬吏について」(『東方學報京都』六一、一九八九年)などがある。

(43) 皆謹身帥先、居以廉平、不至於嚴、而民從化。(『漢書』循吏傳)

(44) 例えば、「仁愛好教化」(文翁)「吏民愛敬焉」(黃霸、朱邑)など。

(45) 例えば、「家貧好學問」「邦俗從化」(衛寬)、「造立校官」(任延)、「在職六年、轉穎川太守、仍有鳳皇、麒麟、嘉禾、甘露之瑞、集其郡境」(秦彭)など。

(46) 授方任能、經文練武。……欲使直道正身、抑末敦本。(『晉書』良吏傳)

(47) 當此時也、可謂農安其業、吏盡其能者歟。(『晉書』良吏傳)

(48) 若其揣撃強勢、摧抑公卿、碎裂頭腦而不顧、亦爲壯也。(『後漢書』酷吏列傳)

(49) 去殺由仁、濟寬非虐、末暴雖勝、崇本或略。(『後漢書』酷吏列傳、贊)

(50) 獄吏爲患、其所從來久矣、……今錄邸珍等以存酷吏、慤示勸勗云。(『北齊書』酷吏傳)

(51) この點については、藤田勝久「『史記』と楚文化―江陵・雲夢の地域社會―」(『社会科』學研究)第一八號、一九九四年) 参照。